

## ○ 探偵業関係事務取扱要綱の制定について

(平成19年5月28日岩生企第189号警察本部長)

[沿革] 平成24年7月岩生企第269号、26年4月岩生環第205号、28年3月岩監第79号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）並びに同法関係法令が制定されたことに伴い、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成19年6月1日から施行するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

探偵業関係事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）その他次に掲げる関係法令に基づく事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(1) 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）

(2) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号。以下「手数料条例」という。）

(事前相談等)

第2 署長は、法第2条第2項に規定する探偵業を営もうとする者等から、探偵業の届出に伴う相談等を受けたときは、探偵業の欠格事由、届出の手続き及び必要な書類等について指導するとともに、探偵業関係相談簿（様式第1号）によりその経過を明らかにしなければならない。

(探偵業開始届出書の受理)

第3 署長は、探偵業を営もうとする者（以下「届出者」という。）から、法第4条第1項の規定により、探偵業開始届出書（府令別記様式第1号）及び府令第2条第3項に定める添付書類（以下「届出書等」という。）を受けたときは、当該届出書の記載事項及び添付書類の不備について確認しなければならない。

(手数料の納付等)

第4 署長は、届出書等に不備がないと認めるときは、届出者に手数料条例第2条に定める手数料を岩手県収入証紙により納付させなければならない。

2 納付された手数料については、会計年度ごとの収納状況を明らかにするため、手数料確認台帳（様式第2号）を備付け、収納した都度記録しておかななければならない。

(探偵業届出証明書の交付等)

第5 署長は、届出書等に不備がないと認めるときは、届出者に探偵業届出証明書（府令別記様式第4号。以下「届出証明書」という。）を交付し、届出証明書受領書（様式第3号）を徴収するとともに、届出に係る事項を探偵業届出台帳（様式第4号）に登載しなければならない。

2 届出証明書の番号の付し方については、先頭2桁を都道府県コード（当県は「21」）、その次の2桁を交付する西暦年の下2桁、その後、4桁の一連番号（生活環境課長に照会）を付すものとする。

(届出に係る調査)

第6 署長は、提出された届出書等に基づき、事実との相違及び法第3条に規定されている欠格事由該当の有無について、市町村役場等の関係機関への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査は、探偵業（開始届出・変更届出）調査書（様式第5号）により行うとともに、届出者及び届出者が法人である場合は役員全員について、前科調査照会書（様式第6号）により市町村役場に前科照会しなければならない。

3 調査の結果、届出者が欠格事由に該当するものであると認めるときの手続きについては、第12から第14の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

（届出証明書の再交付）

第7 署長は、届出証明書の再交付を受けようとする者（以下「再交付申請者」という。）から、府令第4条第2項の規定により、探偵業届出証明書再交付申請書（府令別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、第3及び第4の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

2 署長は、提出された再交付申請書を審査し、届出証明書の亡失又は滅失の事実と相違ないと認めるときは、届出証明書を再交付申請者に交付し届出証明書受領書を徴収するとともに、再交付に係る事項を探偵業届出台帳に登載しなければならない。

（探偵業変更届出書の受理）

第8 署長は、法第4条第1項各号に掲げる事項の変更により変更届出を行おうとする探偵業者（以下「変更届出者」という。）から、法第4条第2項の規定により、探偵業変更届出書（府令別記様式第3号）及び府令第3条第3項第2号に定める添付書類（以下「変更届出書等」という。）の提出を受けたときは、第3、第4及び第5の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

なお、探偵業変更届出書を受理した場合は、新規に新たな番号を付した届出証明書を交付するものとする。

（変更届出に係る調査）

第9条 署長は、提出された変更届出書等に基づき、事実との相違及び法第3条に規定されている欠格事由該当の有無について、市町村役場等の関係機関への照会等により調査しなければならない。

2 前項の調査については、第6第2項の規定を準用する。

3 調査の結果、変更届出者が欠格事由に該当するものであると認めるときの手続きについては、第12から第14の規定を準用する事務の取扱いを行うものとする。

（届出証明書の返納）

第10 署長は、法第4条第2項の規定により、探偵業を廃止した者から届出証明書の返納を受けたときは、探偵業届出台帳から削除しなければならない。

2 署長は、府令第4条第3項の規定により、届出証明書の再交付を受けた者から届出証明書の返納を受けたときは、探偵業届出台帳に返納に係る事項を記載しなければならない。

3 署長は、府令第4条第4項の規定により、探偵業者の同居の親族又は法定代理人から届出証明書の返納を受けたときは、探偵業届出台帳に返納に係る事項を記載しなければならない。

（指示）

第11 署長は、署員から探偵業法違反現認（確認）報告書（様式第7号）による報告を受け、法第14条の規定により、探偵業者に対して指示をするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定める弁明通知書による通知、弁明書の提出又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、指示書（様式第8号）を交付して行わなければならない。

2 弁明通知書及び指示書を交付したときは、探偵業者から弁明通知書等受領書（様式第9号）を徴収しなければならない。

（営業停止等の上申）

第12 署長は、法第15条の規定により、探偵業者に対して営業の停止又は廃止の行政処分の必要があると認めるときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、規則に定める弁明通知書による通知、弁明書の提出又は弁明調書の作成等の手続を経た後に、関係書類を添付の上、探偵業行政処分上申書（様式第10号）により、生活環境課長を経由して公安委員会に上申しなければならない。

（行政処分の決定）

第13 生活環境課長は、公安委員会が行政処分を決定したときは、営業停止命令書（様式第11号）又は営業廃止命令書（様式第12号）を探偵業関係書類送付書（様式第13号）により署長に送付しなければならない。

2 署長は、送付された営業停止命令書又は営業廃止命令書を探偵業者に交付し、弁明通知書等受領書を徴収しなければならない。

3 営業廃止命令書の交付に伴う許可証の返納については、第10第1項の規定を準用する。

（専決事項の報告）

第14 署長は、岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）により専決事項を処理したときは、月毎に専決事項処理結果報告書（様式第14号）により、毎月5日までに生活環境課長を経由して本部長に報告しなければならない。

探偵業関係相談簿

受理番号第 \_\_\_\_\_ 号

署長	副署長等	課長	係長	主任	[方法]
					・来室 ・電話 ・文書 ・その他( )
受 理	_____年 _____月 _____日 _____時 _____分～ _____時 _____分		取扱者 _____ 官職 _____	警察署 _____ ⑩	
相 談 者	住所 _____ 職業 _____ 氏名 _____	電話 _____			( _____ 歳)
[相談内容] ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----					
[指導結果] ----- ----- -----					



## 届出証明書受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

住 所

---

氏 名

印

---

次のとおり、探偵業届出証明書を受領しました。

記

1 探偵業届出証明書（番号 号） 通

ただし、 年 月 日付の あて名義のもの

探偵業届出台帳

警察署

番 号	第	号	届出証明書 交付年月日	年	月	日
	(変更届出後)			(変更届出後)		
	第	号		年	月	日
	第	号		年	月	日
	第	号		年	月	日
商号、名称 又は氏名		生年月日 年 月 日（個人の場合のみ記載）				
法人等の種別		1 個人 2 株式会社 3 持分会社 4 財団法人 5 社団法人 6 その他				
住 所		電話（ ） ー 番				
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日				
	本 籍					
	住 所	電話（ ） ー 番				
役 員	役 職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 6 その他				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日				
	本 籍					
	住 所	電話（ ） ー 番				
役 員	役 職	1 取締役又は執行役 2 監査役 3 業務を執行する社員 4 理事 5 監事 6 その他				
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 年 月 日				
	本 籍					
	住 所	電話（ ） ー 番				

※ 代表者以下は、届出者が法人の場合のみ記載すること





探偵業（開始届出・変更届出）調査書

受付年月日

年

月

日

<p>届出者</p>	<p>商号、名称又は氏名</p> <p>住所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業所の名称</li> <li>・ 営業所の所在地</li> </ul>	
<p>開始届出書又は変更届出書記載事項の事実の相違</p>	<p>【開始届出関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商号、名称又は氏名</li> <li><input type="checkbox"/> 住所</li> <li><input type="checkbox"/> 法人等の種別</li> <li><input type="checkbox"/> 生年月日（個人の場合のみ）</li> <li><input type="checkbox"/> 営業所の名称</li> <li><input type="checkbox"/> 営業所の所在地</li> <li><input type="checkbox"/> 営業所の種別（主たる営業所又はその他の営業所）</li> <li><input type="checkbox"/> 広告又は宣伝に使用する営業所の名称</li> </ul> <p>以下は法人の場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 代表者・役員の氏名</li> <li><input type="checkbox"/> 代表者・役員の住所</li> <li><input type="checkbox"/> 代表者・役員の生年月日</li> </ul>	<p>【変更届出関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 商号、名称又は氏名</li> <li><input type="checkbox"/> 届出証明書の番号</li> <li><input type="checkbox"/> 営業所の名称</li> <li><input type="checkbox"/> 営業所の所在地</li> <li><input type="checkbox"/> 変更年月日</li> <li><input type="checkbox"/> 変更の事由</li> <li><input type="checkbox"/> 法人等の種別</li> </ul> <p>商号、名称又は氏名に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新旧の商号、名称又は氏名</li> </ul> <p>住所に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新旧の住所</li> </ul> <p>営業所の名称等に変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 新旧の名称</li> <li><input type="checkbox"/> 新旧の所在地</li> <li><input type="checkbox"/> 新旧の設置年月日</li> <li><input type="checkbox"/> 営業所の種別（主たる営業所又はその他の営業所）</li> <li><input type="checkbox"/> 広告又は宣伝に使用する営業所の名称</li> </ul>
<p>添付書類の具備</p>	<p>【個人の場合】</p> <p>ア 履歴書及び住民票の写し（本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの）</p> <p>イ 欠格事由に該当しない旨の誓約書</p> <p>ウ 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>エ 市町村長の身分証明書</p> <p>オ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で探偵業に関し営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面</p>	<p>【法人の場合】</p> <p>ア 定款及び登記事項証明書</p> <p>イ 役員に係る履歴書及び住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載のあるもの）</p> <p>ウ 役員に係る欠格事由に該当しない旨の誓約書</p> <p>エ 役員に係る成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書</p> <p>オ 役員に係る市町村長の身分証明書</p>

	<p>カ 未成年者で探偵業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、法定代理人に係るアからエまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係るアからオまでに掲げる書類）</p>	
--	--	--

<p>欠格事由該当の有無</p>	<p> <input type="checkbox"/> 調査内容のいずれにも該当しない。  <input type="checkbox"/> 調査内容のいずれかに該当する。            [調査内容]            1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの            2 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者            3 最近5年間に法第15条の規定による処分に違反した者            4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）か又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの            5 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前記1から4までのいずれかに該当するもの            6 法人でその役員のうち前記1から4までのいずれかに該当する者があるもの         </p>
<p>その他参考事項</p>	
<p>許否の意見</p>	
<p>調査者</p>	<p>警察署 階級 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>

第 号  
年 月 日

市（区）町村長 殿

警察署長

印

前科調査照会書

本籍	
氏名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生

上記の者は、下記○印を付した法令の規定に基づき、許可等に際し、前科調査の必要がありますので、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査・記入願います。

もし、本人が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。また、該当者がいないときは、その旨回答書に記入願います。

記

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条
- 2 質屋営業法第3条
- 3 古物営業法第4条
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法第5条
- 5 警備業法第3条
- 6 探偵業法第3条
- 7 その他（ ）

（注：根拠条文を必ず明記すること。）

警察署所在地

（担当 生活安全課 印）

電話（ ） —

別紙

年 月 日

警察署長 殿

市（区）町村長

### 前科調査回答書

年 月 日付 生安発第 号により照会のあった者に係る前科について、下記のとおり回答します。

#### 記

- 1 該当者は見当たらない。
- 2 該当事項は見当たらない。
- 3 該当事項あり、次のとおり。

本 籍						
訂 正						
氏名、生年月日	年 月 日生					
訂 正						
前 科	言 渡 年月日	確 定 年月日	裁 判 所	罪 名	刑 名 刑 期 罰 金 額	恩赦、刑の執行 停止の有無等 刑終了の日

備考 本籍及び氏名、生年月日の欄は、照会署において記入すること。

年 月 日

警察署長 殿

警察署

官 職

氏 名

㊟

探偵業法違反現認（確認）報告書

違 反 者	商号、名称又は氏名			
	届 出 関 係	番号		年 月 日
	住所・氏名・生年月日 (法人にあつては代表者)			
	営業所の所在地・名称			
違反内容				
現認 (確認) 状況				
適用 法条	探偵業法第 条第 項			
	探偵業法施行規則 第 条第 項			

指 示 書

第 号  
年 月 日

住 所  
商号、名称又は氏名 殿  
（法人にあっては、  
代表者の氏名）

公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第14条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

## 別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

弁明通知書等受領書

年 月 日

岩手県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

次のとおり、○印をした書類を受領しました。

記

- 1 弁明通知書（岩公委（ 生安）発第 号） 1 通  
ただし、 年 月 日付の あて名義のもの
- 2 指示書（岩公委（ 生安）発第 号） 1 通  
ただし、 年 月 日付の あて名義のもの
- 3 営業停止命令書（岩公委発第 号） 1 通  
ただし、 年 月 日付の あて名義のもの
- 4 営業廃止命令書（岩公委発第 号） 1 通  
ただし、 年 月 日付の あて名義のもの



生安発第 号  
年 月 日

岩手県公安委員会 殿

警察署長

探偵業行政処分上申書

被 上 申 者	商号、名称又は氏名			
	住所・氏名・生年月日 (法人にあっては代表者)			
	営業所の所在地 名 称			
	届出年月日	年 月 日	番 号	
行政処分を必要とする 理 由	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			



# 営 業 停 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

住 所  
商号、名称又は氏名 殿  
（法人にあっては、  
代表者の氏名）

公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 日間）
処分の理由	

## 別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

# 営 業 廃 止 命 令 書

第 号  
年 月 日

住 所  
商号、名称又は氏名 殿  
（法人にあっては、  
代表者の氏名）

公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第15条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 （法人にあっては、 代表者の氏名）	
住 所	
処 分 の 理 由	

## 別紙

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

警察署長 殿

生 活 環 境 課 長

### 探偵業関係書類送付書

次のとおり、みだしの関係書類を添付の上、送付する。

記

送 付 書 類	<input type="checkbox"/> 営業停止命令書
	<input type="checkbox"/> 営業廃止命令書
	ただし、 年 月 日付けの あて名義のもの

生安発第 号

年 月 日

岩手県警察本部長 殿

警察署長

### 専決事項処理結果報告書

岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令（昭和39年岩手県警察本部訓令第12号）に基づき、探偵業法等関係法令の専決事項を下記のとおり処理したので関係書類を添付の上、報告する。

#### 記

処 理 し た 専 決 事 項 の 内 容	関係法令の条項
<input type="checkbox"/> 開始届出書の受理及び届出証明書の交付	件 法第4条第1項 法第4条第3項
<input type="checkbox"/> 廃止届出書の受理	件 法第4条第2項
<input type="checkbox"/> 変更届出書の受理及び変更に伴う届出証明書の交付	件 法第4条第2項 法第4条第3項
<input type="checkbox"/> 届出証明書再交付申請書の受理及び再交付	件 府令第4条第2項
<input type="checkbox"/> 届出証明書の返納の受理	件 府令第4条第3項 府令第4条第4項
<input type="checkbox"/> 探偵業者に対する指示	件 法第14条
<input type="checkbox"/>	件